

特定非営利活動法人 つくば臨床検査教育・研究センター 定款

平成 21 年 10 月 25 日制定
改正、平成 22 年 9 月 1 日
改正、平成 24 年 5 月 12 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 つくば臨床検査教育・研究センター（以下、「本法人」という。）という。

(事務所)

第 2 条 本法人は、事務所を茨城県つくば市天久保 2 丁目 1 番 1 7 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本法人は、全国の臨床検査技師を目指す学生や、臨床検査及びその業務に関心のある国民に対して、臨床検査に係る教育研修及び、医療分野における最先端の研究活動の支援を行うことで、臨床検査をはじめとした医療の発展及び臨床検査技術の向上による国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 本法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第 5 条 本法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 臨床検査教育支援事業
- ② 臨床検査技師生涯教育事業
- ③ 研究支援事業
- ④ その他、本法人の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し、臨床検査に関する技術、学識、又は経験を有する個人及び団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 2. 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3. 本法人の賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出し、会費を納入することによって会員になることができる。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 本法人が解散したとき

(退 会)

第10条 会員は、所定の退会届を1ヶ月以前に理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。

- (1) この定款及び諸規定に違反したとき
- (2) 本法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 本法人の名誉を傷つけ又は本法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき

2. 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し又は除名された会員がすでに納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上12名以内
 - (2) 監事1名以上2名以内
2. 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。
3. 本法人には、専務理事、常務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は理事の互選による。
3. 役員は、法第20条に適合し、その構成は法第21条に適合しなければならない。
4. 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その職務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 専務理事は、本法人の業務執行全般について専従で理事長の補佐をする。
5. 常務理事は、本法人の日常業務の業務執行を担当する。
6. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき本法人の

業務を執行する。

7. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、監事の意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠のため又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
2. 前項の規定により、役員を解任しようとする場合、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が規程及び細則で定める。

(事務局)

第20条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には所要の職員を置き、理事長がこれを任免する。

第5章 総会

(会議の種別)

第21条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動計算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く
第50条において同じ）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面
により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第7項第4号の規定に基づいて招集したとき

(招集)

第25条 総会は、前条2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定数に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面や電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の正会員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規程により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。
 3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面や電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものと見なされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものと見なされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 規程・細則の制定及び改廃
- (4) 役員職務及び報酬
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第7項第5号の規定に基づいて招集したとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長には、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって委任することができる。

(議事録)

第38条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記する。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資 産

(資 産)

第39条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管 理)

第41条 本法人の資産の管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 8 章 会 計

(会計の原則)

第 4 2 条 本法人の会計は、法第 2 7 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 4 3 条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業年度)

第 4 4 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 4 5 条 本法人の事業計画及び活動予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 4 6 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 4 7 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 4 8 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 4 9 条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 5 0 条 予算をもって定めるものの外、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第51条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更に伴うものに限る）
- (5) 正会員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第52条 本法人は次の事項により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とするNPO法人活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2. 前項第1号及び第4号の理由により本法人を解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により本法人を解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第53条 本法人が解散した場合、総会の議決により理事の中から清算人を1名選任する。

(残余財産の帰属先)

第54条 本法人が解散したときに残存する財産は法第11条第3項に規定する者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。ただし、合併又は破産による解散を除く。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(規程・細則)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が規程・細則で定める。

附 則

- (1) この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- (2) この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	鈴木	悦
副理事長	五十嵐	徹也
同	川上	康
理事	直井	芳文
同	前川	芳明
同	山内	一由
同	南木	融
同	坂口	広志
同	中村	文典
同	明石	泰
監事	松下	八寿彦
同	三村	邦裕

- (3) 本法人の設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。

- (4) 本法人の設立当初の事業年度は第44条の規定にかかわらず、設立の日から平成22年3月31日までとする。
- (5) 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- (6) 本法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
また、設立時の会費は平成21年度と平成22年度の2ヵ年の会費とし、平成21年度に会費を納入した者は、平成22年度の会費納入を免除するものとする。
1. 正会員 会費 5,000円
 2. 賛助会員 会費 50,000円
- (7) 第2条の規定の改正は、平成22年10月1日から施行する。
- (8) 第15条、第23条、第24条、第28条、第30条、第33条、第45条、第49条及び第51条の規定の改正は、平成24年5月12日から施行する。